令和7年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

B3地区（自治会名）（通称名）

猟師町１・猟師町２・猟師町３・猟師町４
猟師町５・猟師町７・猟師塩浜・町平尾町
東平尾・大平尾町・大口町・築港・荒木町・石津町・郷津町・高町・若葉町
中央町・鎌田朝日町１・鎌田朝日町２・鎌田本里・鎌田昭和町・鎌田栄町
朝日町一区・京町一区・末広町一丁目・末広町二丁目・丸二マンション松阪

●ごみは分別して収集日の当日**午前8時**までに出してください。

問合せ先

ごみの収集に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4470
資源物に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4417
ごみの持ち込みに関すること	松阪市クリーンセンター	☎36-0975
埋立物は必ず事前問合せください	松阪市一般廃棄物最終処分場	☎28-7710

可燃 もやすしかないごみ　不燃 もえないごみ 危険ごみ　プラ容 プラスチック容器・袋　ビン 空ビン　資源 充電式小型家電、新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類 牛乳パック、白色トレー、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日（12月は第2日曜日）もごみの持ち込み受付業務を行います。
ただし、★印の第3日曜日（12月は第2日曜日）については、ごみの収集業務は行いません。

令和7年

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 不燃	3 プラ容	4 可燃	5
6	7 資源	8 可燃	9	10 プラ容	11 可燃	12
13	14	15 可燃	16 不燃	17 プラ容	18 可燃	19
20 ★	21 ビン	22 可燃	23	24 プラ容	25 可燃	26
27	28	29 可燃	30 不燃			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 プラ容	2 可燃	3
4	5	6 可燃	7	8 プラ容	9 可燃	10
11	12 資源	13 可燃	14 不燃	15 プラ容	16 可燃	17
18 ★	19	20 可燃	21	22 プラ容	23 可燃	24
25	26 ビン	27 可燃	28 不燃	29 プラ容	30 可燃	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 資源	3 可燃	4	5 プラ容	6 可燃	7
8	9	10 可燃	11 不燃	12 プラ容	13 可燃	14
15 ★	16 ビン	17 可燃	18	19 プラ容	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 不燃	26 プラ容	27 可燃	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2	3 プラ容	4 可燃	5
6	7 資源	8 可燃	9 不燃	10 プラ容	11 可燃	12
13	14	15 可燃	16	17 プラ容	18 可燃	19
20 ★	21	22 可燃	23 不燃	24 プラ容	25 可燃	26
27	28 ビン	29 可燃	30	31 プラ容		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃	2
3	4 資源	5 可燃	6 不燃	7 プラ容	8 可燃	9
10	11	12 可燃	13	14 プラ容	15 可燃	16
17 ★	18	19 可燃	20 不燃	21 プラ容	22 可燃	23
24	25 ビン	26 可燃	27	28 プラ容	29 可燃	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1 資源	2 可燃	3 不燃	4 プラ容	5 可燃	6
7	8	9 可燃	10	11 プラ容	12 可燃	13
14	15	16 可燃	17 不燃	18 プラ容	19 可燃	20
21 ★	22 ビン	23 可燃	24	25 プラ容	26 可燃	27
28	29	30 可燃				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1 不燃	2 プラ容	3 可燃	4
5	6 資源	7 可燃	8	9 プラ容	10 可燃	11
12	13	14 可燃	15 不燃	16 プラ容	17 可燃	18
19 ★	20	21 可燃	22	23 プラ容	24 可燃	25
26	27 ビン	28 可燃	29 不燃	30 プラ容	31 可燃	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 可燃	5	6 プラ容	7 可燃	8
9	10 資源	11 可燃	12 不燃	13 プラ容	14 可燃	15
16 ★	17	18 可燃	19	20 プラ容	21 可燃	22
23	24 ビン	25 可燃	26 不燃	27 プラ容	28 可燃	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 資源	2 可燃	3	4 プラ容	5 可燃	6
7	8	9 可燃	10 不燃	11 プラ容	12 可燃	13
14 ★	15 ビン	16 可燃	17	18 プラ容	19 可燃	20
21	22	23 可燃	24 不燃	25 プラ容	26 可燃	27
28	29	30 可燃	31			

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 資源	6 可燃	7	8 プラ容	9 可燃	10
11	12	13 可燃	14 不燃	15 プラ容	16 可燃	17
18 ★	19	20 可燃	21	22 プラ容	23 可燃	24
25	26 ビン	27 可燃	28 不燃	29 プラ容	30 可燃	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 資源	3 可燃	4	5 プラ容	6 可燃	7
8	9	10 可燃	11 不燃	12 プラ容	13 可燃	14
15 ★	16 ビン	17 可燃	18	19 プラ容	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 不燃	26 プラ容	27 可燃	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 資源	3 可燃	4	5 プラ容	6 可燃	7
8	9	10 可燃	11 不燃	12 プラ容	13 可燃	14
15 ★	16 ビン	17 可燃	18	19 プラ容	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 不燃	26 プラ容	27 可燃	28
29	30	31 可燃				

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和7年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。